

健肝発0609第1号  
平成27年6月9日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課  
肝炎対策推進室長  
(公印省略)

「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱いについて」の一部改正について

標記事業については、平成20年3月31日健疾発第0331003号厚生労働省健康局疾病対策課長通知「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱い」により行われているところであるが、今般、その一部を別添「新旧対照表」のとおり改正したので通知する。

新たに対象医療としたソホスブビル及びリバビリン併用療法に対する肝炎治療受給者証の交付申請については、平成28年3月31日までに申請のあった者について、平成27年5月20日（保険適用日）まで遡及して取扱って差し支えないものとする。

また、インターフェロンフリー治療不成功後のインターフェロンを含む治療に対しては本日付けて対象医療とし、これに係る肝炎治療受給者証の交付申請は、平成28年3月31日までに申請のあった者について、本日まで遡及して取扱って差し支えないものとする。なお、当該遡及に当たっては、認定基準2.（3）中の「行う予定、又は実施中」は、「行う予定、又は実施中・実施済み」に読み替えるものとする。



## 改正後

### (別添 1) 認定基準

#### 1. B型慢性肝疾患

##### (1) インターフェロン治療について

HBe 抗原陽性でかつ HBV-DNA 陽性のB型慢性活動性肝炎でインターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療中の者のうち、肝がんの合併のないもの(ただし、ペグインターフェロン製剤を用いる治療に限っては、HBe 抗原陰性のB型慢性活動性肝炎も対象とする。)

※ 上記において2回目の助成を受けることができる者は、これまでにペグインターフェロン製剤による治療を受けたことがない者が同製剤による治療を受ける場合とする。

##### (2) 核酸アノログ製剤治療について

B型肝炎ウイルスの増殖を伴い肝機能の異常が確認されたB型慢性肝疾患で核酸アノログ製剤治療を行う予定、又は核酸アノログ製剤治療実施中の者

## 改正前

### (別添 1) 認定基準

#### 1. B型慢性肝疾患

##### (1) インターフェロン治療について

HBe 抗原陽性でかつ HBV-DNA 陽性のB型慢性活動性肝炎でインターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療中の者のうち、肝がんの合併のないもの(ただし、ペグインターフェロン製剤を用いる治療に限っては、HBe 抗原陰性のB型慢性活動性肝炎も対象とする。)

※ 上記において2回目の助成を受けることができる者は、これまでにペグインターフェロン製剤による治療を受けたことがない者が同製剤による治療を受ける場合とする。

##### (2) 核酸アノログ製剤治療について

B型肝炎ウイルスの増殖を伴い肝機能の異常が確認されたB型慢性肝疾患で核酸アノログ製剤治療を行う予定、又は核酸アノログ製剤治療実施中の者

## 改正後

## 改正前

### 2. C型慢性肝疾患

(1) インターフェロン単剤治療並びにインターフェロン及びリバビリン併用治療について

HCV-RNA 陽性のC型慢性肝炎又はC型代償性肝硬変でインターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療実施中の者の中、肝がんの合併のないもの。

※1 上記においては、2. (2) に係る治療歴のある場合、副作用等の事由により十分量の24週治療が行わなかったものに限る。

※2 上記において2回目の助成を受けることができるものは、以下の①、②のいずれにも該当しない場合とする。

①これまでの治療において、十分量のペグインターフェロン及びリバビリン併用療法による48週投与を行ったが、36週目までにHCV-RNAが陰性化しなかったケース

②これまでの治療において、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法による72週投与が行われたケース

※3 上記においては、既前の抗ウイルス治療として2. (3) に係る治療歴がある場合、助成の申請にあたっては、原則として日本肝臓学会肝臓専門医が「肝炎治療受給者登録付箋に係る診断書」を作成すること。ただし、自治体の実情に応じて、各都道府県が適当と認める医師が作成してもよい。

(2) ペグインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害剤3剤併用療法について

HCV-RNA 陽性のC型慢性肝炎で、ペグインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害剤による3剤併用療法を行う予定、又は実施中の者の中、肝がんの合併のないもの。

※1 上記においては、2. (1) に係る治療歴の有無を問わない。

※2 上記においては、原則1回のみの助成とする。ただし、3剤併用療法の治療歴のある者については、他のプロテアーゼ阻害剤を用いた再治療を行うことが適切であると判断される場合は限り、改めて助成の対象とができる。

※3 プラブレビルを含む3剤併用療法については、日本皮膚科学会皮膚科専門医（日本皮膚科学会が認定する専門医主導治療部又は研修機関に勤務する者に限る。）と連携し、日本肝臓学会肝臓専門医が常勤する医療機関での実施に限り助成対象とする。

### 2. C型慢性肝疾患

(1) インターフェロン単剤治療並びにインターフェロン及びリバビリン併用治療について

HCV-RNA 陽性のC型慢性肝炎又はC型代償性肝硬変でインターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療実施中の者の中、肝がんの合併のないもの。

※1 上記においては、2. (2) に係る治療歴のある場合、副作用等の事由により十分量の24週治療が行わなかったものに限る。また、2. (3) に係る治療歴のないものとする。

※2 上記において2回目の助成を受けることができるものは、以下の①、②のいずれにも該当しない場合とする。

①これまでの治療において、十分量のペグインターフェロン及びリバビリン併用療法による48週投与を行ったが、36週目までにHCV-RNAが陰性化しなかったケース

②これまでの治療において、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法による72週投与が行われたケース

(2) ペグインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害剤3剤併用療法について

HCV-RNA 陽性のC型慢性肝炎で、ペグインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害剤による3剤併用療法を行う予定、又は実施中の者の中、肝がんの合併のないもの。

※1 上記においては、2. (1) に係る治療歴の有無を問わない。ただし、2. (3) に係る治療歴のないものとする。

※2 上記においては、原則1回のみの助成とする。ただし、3剤併用療法の治療歴のある者については、他のプロテアーゼ阻害剤を用いた再治療を行うことが適切であると判断される場合は限り、改めて助成の対象とができる。

※3 プラブレビルを含む3剤併用療法については、日本皮膚科学会皮膚科専門医（日本皮膚科学会が認定する専門医主導治療部又は研修機関に勤務する者に限る。）と連携し、日本肝臓学会肝臓専門医が常勤する医療機関での実施に限り助成対象とする。

## 改正後

## 改正前

日本肝臓学会肝臓専門医が常勤する医療機関での実績に限り助成対象とする。

※4 上記については、直前の抗ウイルス治療として2. (3) に係る治療歴がある場合、助成の申請書にあたっては、原則として日本肝臓学会肝臓専門医が「肝炎治療受託者証」交付申請に係る「診断書」を作成すること、ただし、自治体の実情に応じて、各都道府県が適当と定める医師が作成してもよい。

### (3) インターフェロンブリー治療について

HCV-RNA 隅性のC型慢性肝炎又はChild-Pugh分類 AのC型代償性肝硬変で、インターフェロンを含まない抗ウイルス治療を行う予定、又は実施中の者うち、肝がんの合併のないもの。

※1 上記については、1回のみの助成とする。なお、2. (1) 及び2. (2) に係る治療の有無を問わない。

※2 上記治療に対する助成の申請にあたっては、原則として日本肝臓学会肝臓専門医が「肝炎治療受託者証」の交付申請に係る「診断書」を作成すること。ただし、自治体の実情に応じて、各都道府県が適当と定める医師が作成してもよい。

### (3) インターフェロンブリー治療について

HCV-RNA 隅性のC型慢性肝炎又はChild-Pugh分類 AのC型代償性肝硬変で、インターフェロンを含まない抗ウイルス治療を行う予定、又は実施中の者うち、肝がんの合併のないもの。

※1 上記については、1回のみの助成とする。なお、2. (1) 及び2. (2) に係る治療の有無を問わない。

※2 上記治療に対する助成の申請にあたっては、原則として日本肝臓学会肝臓専門医が「肝炎治療受託者証」を作成すること。ただし、自治体の実情に応じて、各都道府県が適当と定める医師が作成してもよい。

後  
改正

改正前

肝炎治療受給者医(3種併用療法を除くインターフェロン治療)の交付申請に係る診断書(新規)  
別紙第2-1)

肝炎治療受給者証(3種併用療法を除くインタークエロン治療)の交付申請に係る診断書(新規)

被験者名	性別	生年月日(年齢)	
		姓	名
患者名		男	女
診断年月	昭和平成 年 月	初診 年度 月	既往歴 既往年月
住所	( )		
郵便番号			
電話番号	( )		
既往歴	C型肝炎ウイルスに対する治療の場合は、該当する項目にチェックする。 □ 3ヶ月間以上経過後、ヘパジンインターフェロン、リビタリント及びプロテーゼ阻害剤の治療歴 □ 2種類以上の治療を受けたことがあるが、十分量の24週投与を行っていない。 □ 腹膜内移植歴、腹瘻、 2.インタークーヘンロイド治療歴 □ インタークーヘンロイド治療歴あり。(薬歴名、 □ 痛風の既往歴スコアを記入せよ。) □ 他の既往歴の所見を記入せよ。		
既往の治療歴	1. 日本肝炎ワクチン接種歴 (1) HBsAg陽性 (十+) (検査日: 平成 年 月 日) (検査料: 平成 年 月 日) (2) HBsAg陰性 (十一-) (検査日: 平成 年 月 日) (検査料: 平成 年 月 日) (3) HBs-Ab(人免疫) (検査日: 平成 年 月 日) (検査料: 平成 年 月 日)		
検査所見	2. C型肝炎ウイルスマークター (検査日: 平成 年 月 日) (1) HCV-RNA定量 (検査日: 平成 年 月 日) (検査料: 平成 年 月 日) (2) ウイルス抗体 セロプロテイグリープローフ (検出する方を〇で囲む) 3. 血清酵素 (検査日: 平成 年 月 日) AST ALT 血清bilirubin 4. 既往歴又は既往疾などの所見(具体的に正確) (検査日: 平成 年 月 日) (添付)		
検査	該当番号を〇で囲む。 1. 初回肝炎 (C型肝炎ウイルスによる) 2. 慢性肝炎 (C型肝炎ウイルスによる) 3. 代償性肝硬変 (C型肝炎ウイルスによる)		
合併	肝がん 1. あり 2. なし		
検査上の問題点	該当番号を〇で囲む。 1. インタークーヘンロイド副作用 2. インターフェロンスローバイオ半減期 3. ベシタインターフェロンスローバイオ半減期 4. インタークーヘンロイド治療料(リビタリント) 5. インタークーヘンロイド治療料(リビタリント) 6. ベシタインターフェロンスローバイオ半減期 7. その他の問題(複数に記載可):		
治療内容	治療予定期間 痊癒年月日 年 月 年 月		
既往の治療歴	既往の治療歴を記入せよ。該当する項目が複数ある場合は、複数に記入して下さい。□ 既往の治療歴が複数ある場合は、該当する項目を記入せよ。□ 日本肝炎ワクチン接種歴		
医師氏名			

《列國志》卷之二

附錄(續)例2-1

前正改



後正改

前正改

（別紙様式第2-5）  
文部科学省が定めた教科書評議会による教科書評議会の文書に付する記載事項

支那の政治と社会 第二回

卷之三

## 1. 必所著の有效範囲は、ECC自から起算して3か月以内の場合は

23. 亂入講義のある場合は固定できないことがあるので、ご注意

#### 4. 本B級製品は溶接部を強制的に充てんする。

卷之二十一

新編大藏經卷之三

1、該書籍の著作権は、出版日から起算して50年になります。  
2、該書籍が出版後50年以内に著者またはその承認する者による複数回的複製が認められています。  
3、記入用紙がある場合は、該用紙を用いて記入することができます。  
4、本出版書籍は当該著作権権利者が行なうこととする。

三



(参考：改正後全文)

## 肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱い

健疾発第0331003号  
平成20年3月31日

最終一部改正  
健肝発0609第1号  
平成27年6月9日

### 1. 医療給付の申請について

「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の別添5「肝炎治療特別促進事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)の3に定める医療の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別紙様式例1-1から1-4による肝炎治療受給者証交付申請書(以下「交付申請書」という。)に、別紙様式例2-1から2-7による肝炎治療受給者証の交付申請に係る医師の診断書、申請者の氏名が記載された被保険者証等の写し、申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者について記載のある住民票の写し並びに申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の課税年額を証明する書類を添えて、申請者が居住する都道府県知事に申請するものとする。

ただし、例外的に助成期間の延長が必要となる受給者については、一定の要件を満たす必要があるため、あらかじめ、当該受給者から別紙様式例1-5から1-6による有効期間延長申請書を提出させるものとする。また、副作用等の要因により受給者証の有効期間延長が必要となる受給者については、当該受給者から別紙様式例1-7による有効期間延長申請書を提出せるものとする。

なお、核酸アナログ製剤治療については、医師が治療継続が必要と認める場合、更新の申請を行うことができるものとする。更新の申請に係る申請書類の提出については、郵送によることも可能とする。

### 2. 対象患者の認定について

都道府県知事は、実施要綱の7に定める認定を行う際には、認定協議会(以下「協議会」という。)に意見を求め、別添1及び別添2に定める対象患者の認定基準(以下「認定基準」という。)により適正に認定するものとする。

### 3. 自己負担限度額階層区分の認定について

自己負担限度額階層区分については、申請者が属する住民票上の世帯のすべての構成員に係る市町村民税課税年額を合算し、その額に応じて認定するものとする。

ただし、申請者及びその配偶者と相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係にない者（配偶者以外の者に限る。）については、申請者からの申請（別紙様式例3）に基づき、当該世帯における市町村民税課税年額の合算対象から除外することを認めることができるものとする。

なお、平成24年度以降分の市町村民税課税年額の算定にあたっては、「控除廃止の影響を受ける制度等（厚生労働省健康局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成23年12月21日健発1221第8号厚生労働省健康局长通知）により計算を行うものとする。

### 4. 肝炎治療受給者証の交付等について

#### (1) 肝炎治療受給者証

都道府県知事は、対象患者を認定したときは、速やかに当該患者に対し、別紙様式例4-1から4-4による肝炎治療受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

#### (2) 交付申請書等の取扱い

都道府県知事は、交付申請書を受理したときは受理した日（以下「受理日」という。）から速やかに当該申請に対し、その可否を決定し、否とした場合には具体的な理由を付してその結果を申請者に通知するものとする。

#### (3) 肝炎治療受給者証の有効期間

受給者証の有効期間は1年以内で、治療予定期間に即した期間とし、原則として交付申請書の受理日の属する月の初日から起算するものとする。

### 5. 対象患者が負担すべき額について

(1) 実施要綱の6の(2)のアにより対象患者が保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）に支払うべき額が、実施要綱の6の(2)のイに定める額（以下「自己負担限度額」という。）に満たない場合は、その全額を負担すべきものとする。

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者については、同法上の患者負担額の範囲内で、実施要綱の6の(2)のイに定める額を限度とする一部負担が生じるものとする。

### 6. 自己負担限度月額管理の取扱い

- (1) 都道府県知事は、受給者に対し、別紙様式例5による肝炎治療自己負担限度月額管理票（以下「管理票」という。）を交付するものとする。
- (2) 管理票の交付を受けた受給者は、肝炎治療を受ける際に受給者証とともに管理票を保険医療機関等に提示するものとする。
- (3) 管理票を提示された保険医療機関等は、受給者から自己負担額を徴収した際に、徴収した自己負担額及び当月中にその受給者が抗ウイルス治療（インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療）について、支払った自己負担の累積額を管理票に記載するものとする。当該月の自己負担の累積額が自己負担限度月額に達した場合は、管理票の所定欄にその旨を記載するものとする。

なお、当該自己負担限度月額は、インターフェロン治療又はインターフェロンフリー治療と核酸アナログ製剤治療を併用する者の場合であっても、両治療に係る自己負担の合算額に対する1人当たりの限度月額として取り扱うものであること。

- (4) 受給者から、当該月の自己負担の累積額が自己負担限度月額に達した旨の記載のある管理票の提出を受けた保険医療機関等は、当該月において自己負担額を徴収しないものとする。

#### 7. 都道府県外へ転出した場合の取扱いについて

受給者証を所持する患者（以下「受給者」という。）が、都道府県外へ転出し、転出先においても引き続き当該受給者証の交付を受けようとする場合には、転出日の属する月の翌月末日までに、転出前に交付されていた受給者証の写し等を添えて転出先の都道府県知事に届け出るものとする。転出先の都道府県は、当該届出を受理した旨を転出元の都道府県に伝達するとともに、転出日以降、費用を負担するものとする。

なお、この場合における受給者証の有効期間は、転出前に交付されていた受給者証の有効期間の終期までとする。

#### 8. 対象医療及び認定基準等の周知等について

都道府県知事は、本事業の適正な運用を確保するために保険医療機関等に対して本事業の対象医療及び認定基準等の周知に努めなければならない。

また、都道府県は、保険医療機関等に対して定期的な指導・助言を行うよう努めるとともに、適正な治療が実施されていない保険医療機関等に対して、本事業における適正化の推進に必要な措置を講じるものとする。

#### 9. その他

都道府県知事は、必要に応じて、本事業のより効果的な運用に資するための情報収集等を行うことができるものとする。

(別添1)

## 認 定 基 準

### 1. B型慢性肝疾患

#### (1) インターフェロン治療について

HBe 抗原陽性かつ HBV-DNA 陽性のB型慢性活動性肝炎でインターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの(ただし、ペグインターフェロシ製剤を用いる治療に限っては、HBe 抗原陰性のB型慢性活動性肝炎も対象とする。)

※ 上記において2回目の助成を受けることができるのは、これまでにペグインターフェロシ製剤による治療を受けたことがない者が同製剤による治療を受ける場合とする。

#### (2) 核酸アナログ製剤治療について

B型肝炎ウイルスの増殖を伴い肝機能の異常が確認されたB型慢性肝疾患で核酸アナログ製剤治療を行う予定、又は核酸アナログ製剤治療実施中の者

## 2. C型慢性肝疾患

### (1) インターフェロン単剤治療並びにインターフェロン及びリバビリン併用治療について

HCV-RNA 陽性のC型慢性肝炎又はC型代償性肝硬変でインターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。

※1 上記については、2. (2) に係る治療歴のある場合、副作用等の事由により十分量の24週治療が行われなかつたものに限る。

※2 上記において2回目の助成を受けることができるのは、以下の①、②のいずれにも該当しない場合とする。

- ① これまでの治療において、十分量のペグインターフェロン及びリバビリン併用療法による48週投与を行つたが、36週目までにHCV-RNA が陰性化しなかつたケース
- ② これまでの治療において、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法による72週投与が行われたケース

※3 上記については、直前の抗ウイルス治療として2. (3) に係る治療歴がある場合、助成の申請にあたつては、原則として日本肝臓学会肝臓専門医が「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書」を作成すること。ただし、自治体の実情に応じて、各都道府県が適当と定める医師が作成してもよい。

### (2) ペグインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害剤3剤併用療法について

HCV-RNA 陽性のC型慢性肝炎で、ペグインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害剤による3剤併用療法を行う予定、又は実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。

※1 上記については、2. (1) に係る治療歴の有無を問わない。

※2 上記については、原則1回のみの助成とする。ただし、3剤併用療法の治療歴のある者については、他のプロテアーゼ阻害剤を用いた再治療を行うことが適切であると判断される場合に限り、改めて助成の対象とすることができる。

※3 テラプレビルを含む3剤併用療法については、日本皮膚科学会皮膚科専門医（日本皮膚科学会が認定する専門医主研修施設又は研修施設に勤務する者に限る。）と連携し、

日本肝臓学会肝臓専門医が常勤する医療機関での実施に限り助成対象とする。

※4 上記については、直前の抗ウイルス治療として2. (3) に係る治療歴がある場合、助成の申請にあたっては、原則として日本肝臓学会肝臓専門医が「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書」を作成すること。ただし、自治体の実情に応じて、各都道府県が適当と定める医師が作成してもよい。

### (3) インターフェロンフリー治療について

HCV-RNA 陽性の C 型慢性肝炎又は Child-Pugh 分類 A の C 型代償性肝硬変で、インターフェロンを含まない抗ウイルス治療を行う予定、又は実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。

※1 上記については、1回のみの助成とする。なお、2. (1) 及び2. (2) に係る治療歴の有無を問わない。

※2 上記治療に対する助成の申請にあたっては、原則として日本肝臓学会肝臓専門医が「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書」を作成すること。ただし、自治体の実情に応じて、各都道府県が適当と定める医師が作成してもよい。

(別添2)

助成期間の延長に係る取扱い

1. 例外的に助成期間の延長を認める場合は、下記によるものとする。ただし、少量長期投与については、対象としない。

- (1) C型慢性肝炎セログループ1型かつ高ウイルス量症例に対する、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法の実施に当たり、一定の条件を満たし、医師が72週投与(48週プラス24週)が必要と判断する場合に、6か月を限度とする期間延長を認めること。
- (2) C型慢性肝炎セログループ1型症例に対する、シメプレビルを含む3剤併用療法の実施に当たり、一定の条件を満たし、医師がペグインターフェロン及びリバビリンを更に24週投与することが適切と判断する場合に、6か月を限度とする期間延長を認めること。

※ この場合、ペグインターフェロン及びリバビリンの総投与期間は48週を超えないこと。

- (3) 副作用による休薬等、本人に帰責性のない事由による治療休止期間がある場合、上記の(1)または(2)とは別に、最大2か月を限度とする期間延長を認めること。ただし、再治療(再投与)及びインターフェロンフリー治療については、対象としない。

注) シメプレビルの添付文書中、用法・用量に関する使用上の注意において、『副作用や治療効果不十分等により本剤を中止した場合には、本剤の投与を再開しないこと』との記載がある。

2. 上記1の「一定の条件」を満たす場合は、下記によるものとする。

1. (1)について

- ① これまでの治療において、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法48週を行い、36週目までにHCV-RNAが陰性化したが再燃した者で、今回の治療において、「HCV-RNAが36週までに陰性化した症例」に該当する場合。
- ② ①に該当しない者であり、今回の治療において、「投与開始後12週後にHCV-RNA量が前値(※)の1/100以下に低下するが、HCV-RNAが陽性(Real time PCR)で、36週までに陰性化した症例」に該当する場合。

1. (2)について

- ① これまでの24週以上のインターフェロン治療[(ペグ)インターフェロン製剤単独、リバビリンとの併用療法及び他のプロテアーゼ阻害剤を含む3剤併用療法]でHCV-RNAが一度も陰性化しなかった者。
- ② または、インターフェロン治療の開始12週後にHCV-RNAが前値(※)の1/100以下に低下せず、治療が24週未満で中止となった者。

※ 前値：治療開始約半年前～直前までのHCV-RNA定量値。

参考) 平成22年3月現在、ペグインターフェロン製剤添付文書中、重要な基本的注意において、『48週を超えて投与をした場合の有効性・安全性は確立していない。』旨の記載がある。

## (別紙様式例 1-1)

肝炎治療受給者証(新規・更新)交付申請書 (インターフェロン治療・インターフェロンフリー治療 ・核酸アナログ製剤治療)				
申 請 者	姓 氏 名			性 別 男 女
	生年月日	明昭 大平 年 月 日		職業
	住 所	(電話)		
	加入医療保険	被保険者氏名		申請者との続柄
		保険種別	協・組・共・国・後	被保険者証の記号・番号
	被保険者証発行機関名			
	所在 地			
病 名				
本助成制度利用歴	1. あり 2. なし 受給者証番号 ( ) 有効期間(平成 年 月 日～平成 年 月 日)			
保又 険は 医保 療険 機薬 関局	名 称			
	所 在 地			
	名 称			
	所 在 地			
(インターフェロン治療・インターフェロンフリー治療・核酸アナログ製剤治療) の効果・副作用等について説明を受け、治療を受けることに同意しましたので、肝炎治療受給者証(インターフェロン治療・インターフェロンフリー治療・核酸アナログ製剤治療)の(新規・更新)交付を申請します。				
申請者氏名 平成 年 月 日				印
知事 殿				

(注) 助成を受けることができるのは、別添1の認定基準を満たした場合に限られますので、申請に当たっては主治医等とよく御相談ください。

## (別紙様式例 1-2)

肝炎治療受給者証（インターフェロン治療）交付申請書					
申 請 者	ふりがな 氏名			性別 男 女	
	生年月日	明昭 大平	年 月 日	職業	
	住 所	(電話 )			
	加入 医療 保険	被保険者氏名		申請者との 続柄	
		保険種別	協・組・共・国・後	被保険者証の 記号・番号	
被保険者証 発行機関名					
所 在 地					
病 名					
本助成制度 利 用 歴	1. あり 2. なし 受給者証番号 ( ) 有効期間 (平成 年 月 日～平成 年 月 日)				
保又 険は 医保 療険 機業 関局	名 称				
	所在 地				
	名 称				
	所在 地				
インターフェロン治療の効果・副作用等について説明を受け、治療を受けることに 同意しましたので、肝炎治療受給者証（インターフェロン治療）の交付を申請します。					
申請者氏名			印		
平成 年 月 日			知事 殿		

(注) 助成を受けることができるのは、別添1の認定基準を満たした場合に限られますので、申請に  
当たっては主治医等とよく御相談ください。

(別紙様式例 1-3)

肝炎治療受給者証（インターフェロンフリー治療）交付申請書

申 請 者	ふりがな 氏名		性別	男 女	
	生年月日	明昭 大平 年 月 日	職業		
	住 所	(電話 )			
	加入 医 療 保 険	被保険者氏名		申請者との 統一柄	
		保 険 種 別	協・組・共・國・後	被保険者証の 記号・番号	
		被保険者証 発行機関名			
		所 在 地			
	病 名				
	本助成制度 利 用 歴	1. あり 2. なし 受給者証番号 ( ) 有効期間 (平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)			
保又 險は 医保 療院 機薬 関局	名 称				
	所 在 地				
	名 称				
	所 在 地				
インターフェロンフリー治療の効果・副作用等について説明を受け、治療を受けることに同意しましたので、肝炎治療受給者証（インターフェロンフリー治療）の交付を申請します。					
申請者氏名:					印
平成 年 月 日					
知事 殿					

(注) 助成を受けることができるるのは、別添1の認定基準を満たした場合に限られますので、申請に当たっては主治医等とよく御相談ください。

(別紙様式例 1-4)

肝炎治療受給者証（核酸アナログ製剤治療）（新規・更新）交付申請書					
申 請 者	氏名			性別 男 女	
	生年月日	明昭 大平 年 月 日		職業	
	住 所	(電話 )			
	加入 医療 保険	被保険者氏名		申請者との 続柄	
		保険種別	協・組・共・国・後	被保険者証の 記号・番号	
被保険者証 発行機関名					
所 在 地					
病 名					
本助成制度 利 用 歴	1. あり 2. なし 受給者証番号 ( ) 有効期間 (平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)				
保 又 險 は 医 保 療 險 機 藥 關 局	名 称				
	所在 地				
	名 称				
	所在 地				
核酸アナログ製剤治療の効果・副作用等について説明を受け、治療を受けることに 同意しましたので、肝炎治療受給者証（核酸アナログ製剤治療）の（新規・更新）交 付を申請します。					
申請者氏名				印	
平成 年 月 日					
知事 殿					

(別紙様式例1-5)

(72週投与用)

肝炎治療受給者証（インターフェロン治療）有効期間延長申請書

(申請者記載欄)

○○○知事 殿

私は、インターフェロン投与期間を、48週を超えて最大72週まで延長することについて、治療の効果・副作用等に関し、医師から十分説明を受け、同意しましたので、肝炎治療受給者証（インターフェロン治療）の有効期間延長を申請します。

※ 以下の項目すべてに記入の上、署名・捺印してください。

記載年月日 平成 年 月 日

申請者氏名(フリガナ) ( ) 印

性 別 男 女

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日 生(満 歳)

現住所 ( )

電話番号 ( )

※ お手持ちの肝炎治療受給者証（インターフェロン治療）を確認の上、記入してください。

受給者番号(□□□□□□□)

現行有効期間(開始平成 年 月 日～終了平成 年 月 日)

注1) 本申請書は、○○○都道府県に申請してください。

2) 延長は、現行有効期間に引き続く6か月を限度とします。

3) 記入漏れがある場合などは、認定されないことがありますのでご注意ください。

(担当医記載欄)

※ 以下の事項をすべて確認の上、署名・捺印してください。

記載年月日 平成 年 月 日

医療機関名 ( )

その所在地 (〒 - )

担当医師名 ( ) 印

確認事項

※ 担当医師は、該当する場合、共通項目の□、かつ、(1)若しくは(2)の□にチェックを入れてください。

(有効期間延長の認定には、共通項目のすべての□、かつ(1)若しくは(2)のすべての□にチェックが入っていることが必要です。)

申請者( )、フリガナ( )について、C型慢性肝炎セログループ1かつ高ウイルス量症例へのペグインターフェロン及びリバビリン併用療法の実施に当たり、

(共通項目)

- 申請者の診断名は、「C型肝炎ウイルスに伴う慢性肝炎」である。
- 申請者の治療前ウイルス型とウイルス量については、セログループ1かつ高ウイルス量である。
- 申請者の変更後の治療は、標準的治療期間である48週間に連続して24週間を延長するもので、治療開始から最大で72週間である。  
[ 変更後の予定期間:(開始:平成 年 月~終了:平成 年 月予定)]

(1) これまでの治療において、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法 48 週を行い、36 週目までに HCV-RNA が陰性化したが再燃した者で、『今回の治療において、HCV-RNA が投与開始後 36 週までに陰性化した症例に該当する。』と認められるので 48 週プラス 24 週(トータル 72 週間)の投与期間延長が必要であると判断する。

- 申請者は、これまでの治療において、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法 48 週を行い、36 週目までに HCV-RNA が陰性化したが再燃した者である。
- 申請者は、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法を開始し、本申請時、当該治療を継続的に実施中であり、現在治療開始後( )週目で継続中である(一時休薬期間は除く。)。
- 申請者の治療経過について、下記項目を満たす症例と判断されること。  
投与開始後、継続的に治療を続け、
  - ・ 投与開始後 36 週までに HCV-RNA が陰性化。(一時休薬期間は除く。)

(2)(1)に該当しない者で、『今回の治療で、投与開始 12 週後に HCV-RNA 量が前値の 1/100 以下に低下するが、HCV-RNA が陽性(Real time PCR)で、36 週までに陰性化した症例に該当する。』と認められるので、48 週プラス 24 週(トータル 72 週間)の投与期間延長が必要であると判断する。

- 申請者は、ペグインターフェロンおよびリバビリン併用療法の標準的治療(48 週間)を開始し、本申請時、当該治療を継続的に実施中であり、現在治療開始後( )週目で継続中である(一時休薬期間は除く。)。
- 申請者の治療経過について、下記項目を満たす症例と判断されること。  
投与開始後、継続的に治療を続け、
  - ・ 投与 12 週後は、HCV-RNA が陽性のままであり、かつ、HCV-RNA 量が前値の 1/100 以下に低下
  - ・ 投与 36 週までに HCV-RNA が陰性化(一時休薬期間は除く。)。

(注) ペグインターフェロン製剤添付文書 【使用上の注意】の重要な基本的注意において、「本剤を48週を超えて投与した場合の安全性・有効性は確立していない。」とする記載がある旨、十分留意してください。

(別紙様式例 1-6)

(シメプレビルを含む3剤併用療法延長用)

肝炎治療受給者証（プロテアーゼ阻害剤を含む3剤併用療法）有効期間延長申請書

(申請者記載欄)

○○○知事 殿

私は、プロテアーゼ阻害剤（シメプレビル）を含む3剤併用療法を、24週を超えて最大48週まで延長することについて、治療の効果・副作用等に関し、医師から十分説明を受け、同意しましたので、肝炎治療受給者証（プロテアーゼ阻害剤を含む3剤併用療法）の有効期間延長を申請します。

※ 以下の項目すべてに記入の上、署名・捺印してください。

記載年月日 平成 年 月 日

申請者氏名（フリガナ） ( ) 印

性 別 男 女

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日 生 (満 歳)

現住所 ( )

電話番号 ( )

※ お手持ちの肝炎治療受給者証（プロテアーゼ阻害剤を含む3剤併用療法）を確認の上、記入してください。

受給者番号（□□□□□□□□）

現行有効期間（開始平成 年 月 日～終了平成 年 月 日）

注1)本申請書は、○○○都道府県に申請してください。

2)延長は、現行有効期間に引き続く6ヶ月を限度とします。

3)記入漏れがある場合などは、認定されないことがありますのでご注意ください。

(担当医記載欄)

※ 以下の事項をすべて確認の上、署名・捺印してください。

記載年月日 平成 年 月 日

医療機関名 ( )

その所在地 (〒 )

担当医師名 ( ) 印

確認事項

※ 担当医師は、該当する項目の□にチェックを入れてください。

有効期間延長の認定には、1. の治療歴のいずれかの項目、および2. の判断にチェックが入っていることが必要です。

申請者 ( 、フリガナ： ) について、C型慢性肝炎セログループ1症例へのシメプレビルを含む3剤併用療法の実施に当たり、

1. 治療歴について

これまでのインターフェロン治療 [(ペグ)インターフェロン製剤単独、リバビリン併用療法及び他のプロテアーゼ阻害剤を含む3剤併用療法] の無効例と認められ、

申請者は、これまでの24週以上のインターフェロン治療でHCV-RNAが一度も陰性化しなかった者である。

申請者は、これまでのインターフェロン治療において、開始12週後にHCV-RNAが前値の1/100以下に低下せず、治療が24週未満で中止となった者である。

2. 3剤併用療法の治療期間延長の判断について

3剤併用期間に続く12週のペグインターフェロン及びリバビリンの2剤投与期間を更に24週(総治療期間48週)延長することが適切であると判断する。

[ 変更後の予定期間：(開始：平成 年 月～終了：平成 年 月予定) ]

(注) シメプレビルを含む3剤併用療法の実施において、ペグインターフェロン及びリバビリンの総投与期間は48週を超えないこと。

(別紙様式例 1-7)

(副作用等延長用)

肝炎治療受給者証（インターフェロン治療）有効期間延長申請書  
(申請者記載欄)

○○○知事 殿

私は、インターフェロン投与期間において、副作用等の要因により、当初の治療予定期間を超える可能性があるため、肝炎治療受給者証（インターフェロン治療）の有効期間延長を申請します。

※ 以下の項目にすべて記入の上、署名・捺印してください。

記載年月日 平成 年 月 日

申請者氏名(フリガナ) \_\_\_\_\_ ( ) 印

性 別 男・女

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日生(満 歳)

現 住 所 〒

電話番号 ( )

※ お手持ちの肝炎治療受給者証（インターフェロン治療）を確認の上、ご記入ください。

受給者番号(□□□□□□□)

現行有効期間(平成 年 月 日～平成 年 月 日)

(担当医記載欄)

申請者( ) フリガナ( )について、インターフェロン投与期間において、副作用等の要因により、当初の治療予定期間を超える（計2か月までの延長）可能性があるため、肝炎治療受給者証（インターフェロン治療）の有効期間延長が必要であると判断する。

※申請者が受けている治療がテラプレビルを含む3剤併用療法(24週)の場合、担当医師は以下の項目にチェックしてください。有効期間延長の認定にはチェックが入っていることが必要です。

治療実施医療機関は、日本肝臓学会肝臓専門医が常勤し、日本皮膚科学会認定専門医主研修施設又は研修施設に勤務する皮膚科専門医と連携している。

記載年月日 平成 年 月 日

医療機関名

その所在地 〒

担当医師名

印

(注) なお、副作用等の要因について、都道府県担当者より確認の連絡をさせていただすることがありますのでご了承ください。

注1) 本申請書は、○○○都道府県に申請してください。

2) 延長は、現行有効期間に引き続く2か月を限度とします。

3) 記入漏れがある場合などは、認定されないことがありますのでご注意ください。

(別紙様式例2-1)

## 肝炎治療受給者証(3剤併用療法を除くインターフェロン治療)の交付申請に係る診断書(新規)

フリガナ 患者氏名		性別	生年月日(年齢)
		男・女	明昭 大平 年 月 日 生 (満 歳)
住所	郵便番号		
	電話番号 ( )		
診断年月	昭和・平成 年 月	前医 (あれば記載する)	医療機関名 医師名
過去の治療歴	C型肝炎ウイルスに対する治療の場合、該当する項目にチェックする。		
	1. 3剤併用療法(ペグインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害剤)の治療歴 <input type="checkbox"/> 3剤併用療法の治療歴なし。 <input type="checkbox"/> 3剤併用療法を受けたことがあるが、十分量の24週投与が行われなかった。 (具体的な経過・理由) 2. インターフェロンフリー治療歴 <input type="checkbox"/> インターフェロンフリー治療歴あり。(薬剤名: <input type="checkbox"/> 直前の抗ウイルス治療がインターフェロンフリー治療である。		
検査所見	今回の治療開始前の所見を記入する。		
	1. B型肝炎ウイルスマーカー		
	(1) HBs抗原 (+ -) (検査日: 平成 年 月 日) (2) HBe抗原 (+ -) HBe抗体 (+ -) (検査日: 平成 年 月 日) (3) HBV-DNA定量 _____ (単位: , 測定法: ) (検査日: 平成 年 月 日)		
	2. C型肝炎ウイルスマーカー (検査日: 平成 年 月 日)		
	(1) HCV-RNA定量 _____ (単位: , 測定法: ) (2) ウィルス型 セロタイプ(グループ)1・セロタイプ(グループ)2 (該当する方を○で囲む)		
3. 血液検査 (検査日: 平成 年 月 日)			
AST _____ IU/l (施設の基準値: _____ ~ _____) ALT _____ IU/l (施設の基準値: _____ ~ _____) 血小板数 _____ /μl (施設の基準値: _____ ~ _____)			
4. 画像診断及び肝生検などの所見(具体的に記載) (検査日: 平成 年 月 日) (所見)			
診断	該当番号を○で囲む。		
	1. 慢性肝炎 (B型肝炎ウイルスによる) 2. 慢性肝炎 (C型肝炎ウイルスによる) 3. 代償性肝硬変 (C型肝炎ウイルスによる)		
肝がんの合併	肝がん 1. あり 2. なし		
治療内容	該当番号を○で囲む。		
	1. インターフェロンα製剤単独 2. インターフェロンβ製剤単独 3. ペグインターフェロン製剤単独 4. インターフェロンα製剤+リバビリン製剤 5. インターフェロンβ製剤+リバビリン製剤 6. ペグインターフェロン製剤+リバビリン製剤 7. その他(具体的に記載):		
治療予定期間		週 (平成 年 月 ~ 平成 年 月)	
治療上の問題点			
医療機関名及び所在地		記載年月日 平成 年 月 日	
(直前の抗ウイルス治療がインターフェロンフリー治療の場合はいずれかにチェックが必要) <input type="checkbox"/> 日本肝臓学会肝臓専門医 <input type="checkbox"/> 《都道府県が適当と定める医師》			
医師氏名		印	

(注)

- 診断書の有効期間は、記載日から起算して3か月以内です。
- HBs抗原、HBe抗原、HBe抗体以外の検査所見は、記載日前6か月以内(ただし、インターフェロン治療中の場合は治療開始時)の資料に基づいて記載してください。
- 記入漏れのある場合は認定できないことがあるので、ご注意ください。

## (別紙様式例2-2)

肝炎治療受給者証(3剤併用療法を除くインターフェロン治療)の交付申請に係る診断書(2回目の制度利用)

フリガナ 患者氏名		性別 男・女	生年月日(年齢) 明昭 大平 年 月 日 生 (満 歳)
住所	郵便番号 電話番号 ( )		
診断年月	昭和・平成 年 月	前医 (あれば記載)	医療機関名 医師名
過去の治療歴	該当する項目にチェックする。		
	1. B型慢性活動性肝炎の場合 <input type="checkbox"/> これまでにペグインターフェロン製剤による治療を受けていない。		
	2. C型慢性肝炎またはC型代償性肝硬変の場合 (1)過去のペグインターフェロン及びリバビリン併用療法の治療歴 <input type="checkbox"/> 以下の①、②のいずれにも該当しない。 ①これまでの治療において、十分量のペグインターフェロン及びリバビリン併用療法の48週投与を行ったが、36週目までにHCV-RNAが陰性化しなかったケース。 ②これまでの治療において、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法による72週投与が行われたケース (2)過去の3剤併用療法(ペグインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害剤)の治療歴 <input type="checkbox"/> 3剤併用療法の治療歴なし。 <input type="checkbox"/> 3剤併用療法を受けたことがあるが、十分量の24週投与が行われなかつた。 (具体的な経過・理由) (3)インターフェロンフリー治療歴 <input type="checkbox"/> インターフェロンフリー治療歴あり。(薬剤名: <input type="checkbox"/> 直前の抗ウイルス治療がインターフェロンフリー治療である。		
	3. 今回のインターフェロン治療開始前の所見を記入する。 1. B型肝炎ウイルスマーカー (1) HBs抗原 (+・-) (検査日: 平成 年 月 日) (2) HBe抗原 (+・-) HBe抗体 (+・-) (検査日: 平成 年 月 日) (3) HBV-DNA定量 (単位: , 測定法 ) (検査日: 平成 年 月 日)		
	2. C型肝炎ウイルスマーカー (検査日: 平成 年 月 日) (1) HCV-RNA定量 (単位: , 測定法 ) (2) ウイルス型・セロタイプ(グループ)1・セロタイプ(グループ)2 (該当する方を○で囲む。)		
	3. 血液検査 (検査日: 平成 年 月 日) AST IU/l (施設の基準値: ~ ) ALT IU/l (施設の基準値: ~ ) 血小板数 /μl (施設の基準値: ~ )		
	4. 画像診断及び肝生検などの所見 (検査日: 平成 年 月 日) (所見: )		
診断	該当番号を○で囲む。 1. 慢性肝炎(B型肝炎ウイルスによる) 2. 慢性肝炎(C型肝炎ウイルスによる) 3. 代償性肝硬変 (C型肝炎ウイルスによる)		
肝がんの合併	肝がん 1. あり 2. なし		
治療内容	該当番号を○で囲む(B型慢性活動性肝炎の場合は3のみが対象)。 1. インターフェロンα型剤単独 2. インターフェロンβ 剤剤単独 3. ペグインターフェロン剤単独 4. インターフェロンα剤+リバビリン剤 5. インターフェロンβ 剤剤+リバビリン剤 6. ペグインターフェロン剤+リバビリン剤 7. その他(具体的に記載: )		
治療予定期間	週 (平成 年 月 一 平成 年 月)		
治療上の問題点			
記載年月日 平成 年 月 日			
医療機関名及び所在地 (直前の抗ウイルス治療がインターフェロンフリー治療の場合はいずれかにチェックが必要) <input type="checkbox"/> 日本肝臓学会肝臓専門医 <input type="checkbox"/> 《都道府県が適当と定める医師》			
医師氏名	印		

## (注)

- 診断書の有効期間は、記載日から起算して3か月以内です。
- HBs抗原、HBe抗原、HBe抗体以外の検査所見は、記載日前6か月以内(ただし、インターフェロン治療中の場合は治療開始時の)の資料に基づいて記載してください。
- 記入漏れのある場合は認定できないことがあるので、ご注意ください。

(別紙様式例2-3)

## 肝炎治療受給者証(核酸アナログ製剤治療)の交付申請に係る診断書(新規)

フリガナ 患者氏名		性別	生年月日(年齢)			
		男・女	明昭 大平	年	月	日
住所	郵便番号					
	電話番号 ( )					
診断年月	昭和・平成 年 月	前医 (あれば記載する。)	医療機関名 医師名			
現在の治療	現在の核酸アナログ製剤治療の有無 ありの場合、核酸アナログ製剤治療の継続の必要		1. あり 1. あり	2. なし 2. なし		
検査所見	核酸アナログ製剤治療開始前のデータ (検査日: 平成 年 月 日) (該当する方を○で囲む。)		直近のデータ (治療開始後3か月以内の者は記載不要) (検査日: 平成 年 月 日) (該当する方を○で囲む。)			
	1. B型肝炎ウイルスマークー <sup>ー</sup> (1)HBs抗原 HBc抗原 HBs抗体 (2)HBV-DNA定量  (単位: , 測定法 )		(+) (+) (+) (++) (++) (++)			
	2. 血液検査 AST ALT 血小板数  (検査日: 平成 年 月 日)		IU/l (施設の基準値: ~ ) IU/l (施設の基準値: ~ ) μl (施設の基準値: ~ )  (検査日: 平成 年 月 日)			
	3. 画像診断及び肝生検などの所見 (具体的に記載)  (検査日: 平成 年 月 日) (所見)		(検査日: 平成 年 月 日) (所見)			
診断	該当番号を○で囲む。 1. 慢性肝炎 (B型肝炎ウイルスによる) 2. 代償性肝硬変 (B型肝炎ウイルスによる) 3. 非代償性肝硬変 (B型肝炎ウイルスによる)					
治療内容	該当番号を○で囲む。(併用の場合は複数選択) 1. エンテカビル 2. ラミプジン 3. アデホビル 4. テソホビル 5. その他(具体的に記載: )					
	治療開始日(予定を含む。) 平成 年 月 日					
治療上の問題点						
医療機関名及び所在地	記載年月日 平成 年 月 日					
医師氏名	印					

· (注)

1. 診断書の有効期間は、記載日から起算して3か月以内です。
  2. 記載日前3か月以内の資料に基づいて記載してください。ただし「治療開始前データ」については、核酸アナログ製剤治療中の場合は、治療開始時の資料に基づいて記載してください。
  3. 治療開始前データが不明の場合は、治療開始後、確認できる範囲内のもっとも古いデータを記載してください。
  4. 記入漏れのある場合は認定できないことがあるので、ご注意ください。

## (別紙様式例2-4)

肝炎治療受給者証(ペグインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害剤3剤併用療法)の交付申請に係る診断書(新規)

フリガナ 患者氏名		性別	生年月日(年齢)		
		男・女	明昭 大平	年	月
住所	郵便番号				
	電話番号 ( )				
診断年月	昭和・平成 年 月	前医 (あれば記載)	医療機関名 医師名		
過去の治療歴	該当する項目にチェックする。				
	1. インターフェロン治療歴 <input type="checkbox"/> インターフェロン治療歴なし。 <input type="checkbox"/> インターフェロン治療歴あり。 (チェックした場合、これまでの治療内容について該当項目を○で囲む) ア. ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法(中止・再燃・無効) イ. 上記以外の治療 (具体的に記載: ) (中止・再燃・無効)				
	2. インターフェロンフリー治療歴 <input type="checkbox"/> インターフェロンフリー治療歴あり。(薬剤名: ) <input type="checkbox"/> 直前の抗ウイルス治療がインターフェロンフリー治療である。				
検査所見	今回の治療開始前の所見を記入する。				
	1. C型肝炎ウイルスマーカー(検査日: 平成 年 月 日) (1) HCV-RNA定量 _____ (単位: ) 测定法 _____ (2) ウィルス型 セロタイプ(グループ)1・セロタイプ(グループ)2 (該当する方を○で囲む。)				
	2. 血液検査(検査日: 平成 年 月 日) AST _____ IU/l (施設の基準値: _____ ~ _____) ALT _____ IU/l (施設の基準値: _____ ~ _____) ヘモグロビン _____ g/dl (施設の基準値: _____ ~ _____) 血小板 _____ /ul (施設の基準値: _____ ~ _____)				
	3. 画像診断及び肝生検などの所見(検査日: 平成 年 月 日) (所見: )				
診断	該当番号を○で囲む。 1. 慢性肝炎 (C型肝炎ウイルスによる) 2. 代償性肝硬変 (C型肝炎ウイルスによる)				
肝がんの合併	肝がん 1. あり 2. なし				
治療内容	ペグインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害剤(薬剤名: )3剤併用療法 治療予定期間 24 週 (平成 年 月 ~ 平成 年 月)				
治療実施医療機関について	テラブレビルを含む3剤併用療法の場合、以下の項目にチェックがない場合は助成対象となりません。 <input type="checkbox"/> 日本肝臓学会肝臓専門医が常勤する医療機関である。 <input type="checkbox"/> 当該患者の3剤併用療法の実施に当たり、日本皮膚科学会が認定する専門医主研修施設 又は研修施設に勤務する日本皮膚科学会皮膚科専門医と連携している。				
治療上の問題点					
医療機関名及び所在地	記載年月日 平成 年 月 日				
(直前の抗ウイルス治療がインターフェロンフリー治療の場合はいずれかにチェックが必要) <input type="checkbox"/> 日本肝臓学会肝臓専門医 <input type="checkbox"/> 《都道府県が適當と定める医師》					
医師氏名	印				

(注)

1. 診断書の有効期間は、記載日から起算して3か月以内です。
2. 記載日前6か月以内(ただし、3剤併用治療中の場合は治療開始時)の資料に基づいて記載してください。
3. 記入漏れのある場合は認定できないことがあるので、ご注意ください。
4. 本診断書は治療実施医療機関が発行することとする。

(別紙様式例2-5)

肝炎治療受給者証(ペグインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害剤3剤併用療法)の交付申請に係る診断書(再治療)

フリガナ 患者氏名		性別 男・女	生年月日(年齢) 明昭 大平 年 月 日 生 (満 歳)
住所	郵便番号 電話番号 ( )		
診断年月	昭和・平成 年 月	前医 (あれば記載)	医療機関名 医師名
過去の治療歴	該当する項目にチェックする。 1. インターフェロン治療歴 <input type="checkbox"/> インターフェロン治療歴あり。 (チェックした場合、これまでの治療内容について該当項目を○で囲む) ア. ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法 (中止・再燃・無効) イ. ペグインターフェロン、リバビリンおよびプロテアーゼ阻害剤(薬剤名) 3剤併用療法 (中止・再燃・無効) ウ. 上記以外の治療 (具体的に記載: ) (中止・再燃・無効) 2. インターフェロンフリー治療歴 <input type="checkbox"/> インターフェロンフリー治療歴あり。(薬剤名: <input type="checkbox"/> 直前の抗ウイルス治療がインターフェロンフリー治療である。		
検査所見	今回の治療開始前の所見を記入する。 1. C型肝炎ウイルスマーカー (検査日: 平成 年 月 日) (1) HCV-RNA定量 _____ (単位: 测定法 _____) (2) ウイルス型 セロタイプ(グループ) 1.セロタイプ(グループ)2. (該当する方を○で囲む。)  2. 血液検査 (検査日: 平成 年 月 日) AST _____ IU/l (施設の基準値: _____ ~ _____) ALT _____ IU/l (施設の基準値: _____ ~ _____) ヘモグロビン _____ g/dl (施設の基準値: _____ ~ _____) 血小板 _____ /ul (施設の基準値: _____ ~ _____)  3. 画像診断及び肝生検などの所見 (検査日: 平成 年 月 日) (所見: )		
診断	該当番号を○で囲む。 1. 慢性肝炎 (C型肝炎ウイルスによる) 2. 代償性肝硬変 (C型肝炎ウイルスによる)		
肝がんの合併	肝がん 1. あり 2. なし		
治療内容	ペグインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害剤(薬剤名: )3剤併用療法 治療予定期間 24 週 (平成 年 月 ~ 平成 年 月)		
治療実施医療機関について	テラブレビルを含む3剤併用療法の場合、以下の項目にチェックがない場合は助成対象となりません。 <input type="checkbox"/> 日本肝臓学会肝臓専門医が常勤する医療機関である。 <input type="checkbox"/> 当該患者の3剤併用療法の実施に当たり、日本皮膚科学会が認定する専門医主研修施設 又は研修施設に勤務する日本皮膚科学会皮膚科専門医と連携している。		
治療上の問題点			
医療機関名及び所在地	上記のとおり、他のプロテアーゼ阻害剤を用いた3剤併用療法による再治療を行うことが適切であると判断します。 記載年月日 平成 年 月 日		
(直前の抗ウイルス治療がインターフェロンフリー治療の場合はチェックが必要) <input type="checkbox"/> 日本肝臓学会肝臓専門医 <input type="checkbox"/> 《都道府県が適当と定める医師》			
医師氏名	印		

(注)

1. 診断書の有効期間は、記載日から起算して3か月以内です。
2. 記載日前6か月以内(ただし、3剤併用治療中の場合は治療開始時)の資料に基づいて記載してください。
3. 記入漏れのある場合は認定できないことがあるので、ご注意ください。
4. 本診断書は治療実施医療機関が発行することとする。

## 肝炎治療受給者証(インターフェロンフリー治療)の交付申請に係る診断書

フリガナ 患者氏名		性別 男・女	生年月日(年齢) 明昭 大平 年 月 日 生 (満 歳)
住所	郵便番号 電話番号 ( )		
診断年月	昭和・平成 年 月	前医 (あれば記載)	医療機関名 医師名
過去の治療歴	<p>該当する項目にチェックする。</p> <p><input type="checkbox"/> 1. インターフェロン治療歴あり。            (1. にチェックした場合、これまでの治療内容について該当項目を○で囲む)            ア. ベグインターフェロン及びリバビリン併用療法(中止・再燃・無効)            イ. ベグインターフェロン、リバビリンおよびプロテーゼ阻害剤(薬剤名:            3剤併用療法(中止・再燃・無効)            ウ. 上記以外の治療            (具体的に記載:</p>		
検査所見	<p>今回の治療開始前の所見を記入する。</p> <p>1. C型肝炎ウイルスマーカー(検査日: 平成 年 月 日)            (1) HCV-RNA定量 _____ (単位: _____ 测定法: _____)            (2) ウィルス型・セロタイプ(グループ)1・セロタイプ(グループ)2 (該当する方を○で囲む。)</p> <p>2. 血液検査(検査日: 平成 年 月 日)            AST _____ IU/l (施設の基準値: _____ ~ _____)            ALT _____ IU/l (施設の基準値: _____ ~ _____)            血小板 _____ /ul (施設の基準値: _____ ~ _____)</p> <p>3. 画像診断及び肝生検などの所見(検査日: 平成 年 月 日)            (所見: _____)</p> <p>4. (肝硬変症の場合) Child-Pugh 分類 A・B・C (該当する方を○で囲む)</p>		
診断	<p>該当番号を○で囲む。</p> <p>1. 慢性肝炎 (C型肝炎ウイルスによる)            2. 代償性肝硬変 (C型肝炎ウイルスによる) ※Child-Pugh分類Aに限る</p>		
肝がんの合併	肝がん 1. あり 2. なし		
治療内容	<p>インターフェロンフリー治療 (薬剤名: _____)</p> <p>治療予定期間 週 (平成 年 月 ~ 平成 年 月)</p>		
治療上の問題点			
医療機関名及び所在地	記載年月日 平成 年 月 日		
<p>(いずれかにチェックが必要) <input type="checkbox"/> 日本肝臓学会肝臓専門医 <input type="checkbox"/> 《都道府県が適当と定める医師》</p> <p>医師氏名 印</p>			

(注)

1. 診断書の有効期間は、記載日から起算して3か月以内です。
2. 記載日前6か月以内(ただし、治療中の場合は治療開始時)の資料に基づいて記載してください。
3. 記入漏れのある場合は認定できないことがあるので、ご注意ください。

(別紙様式例2-7)

## 肝炎核酸アナログ製剤治療の更新申請に係る診断書

フリガナ 患者氏名		性別 男・女	生年月日(年齢) 明昭 大平 年 月 日 生 (満 歳)
住所	郵便番号 電話番号 ( )		
診断年月	昭和・平成 年 月	前医 (あれば記載する。)	医療機関名 医師名
検査所見	1. B型肝炎ウイルスマークー (1)HBs抗原 HBe抗原 HBe抗体 (2)HBV-DNA定量	前回申請時データ (検査日: 平成 年 月 日) (該当する方を○で囲む。)  (+) (++) (+++) (+) (++) (+++) (+) (++) (+++) _____ (単位: , 測定法 )  (検査日: 平成 年 月 日)	更新時直近データ (検査日: 平成 年 月 日) (該当する方を○で囲む。)  (+) (++) (+++) (+) (++) (+++) (+) (++) (+++) _____ (単位: , 測定法 )  (検査日: 平成 年 月 日)
	2. 血液検査 AST ALT 血小板数	IU/l (施設の基準値: ~ ) IU/l (施設の基準値: ~ ) μl (施設の基準値: ~ )  (検査日: 平成 年 月 日)	IU/l (施設の基準値: ~ ) IU/l (施設の基準値: ~ ) μl (施設の基準値: ~ )  (検査日: 平成 年 月 日)
	3. 画像診断及び肝生検などの所見 (具体的に記載)		
診断	該当番号を○で囲む。 1. 慢性肝炎 (B型肝炎ウイルスによる) 2. 代償性肝硬変 (B型肝炎ウイルスによる) 3. 非代償性肝硬変 (B型肝炎ウイルスによる)		
治療内容	該当番号を○で囲む。(併用の場合は複数選択) 1. エンテカビル 2. ラミブジン 3. アデホビル 4. テノホビル 5. その他(具体的に記載: )		
治療薬剤の変更	該当する方を○で囲む。 前回申請時からの治療薬剤の変更 1. あり 2. なし 1. ありに○の場合 変更前薬剤名( ) 変更日(平成 年 月 日)		
治療上の問題点			
上記のとおり、B型慢性肝疾患に対する核酸アナログ製剤治療の継続が必要であると認めます。			
医療機関名及び所在地	記載年月日 平成 年 月 日		
医師氏名	印		

(注)

- 記載内容の有効期間は、記載日から起算して3か月以内です。
- 更新時直近データは記載日前3か月以内の資料に基づいて記載してください。
- 前回申請時データが不明の場合は、前回申請時以降の確認できる範囲内のもっとも古いデータを記載してください。
- 記入漏れのある場合は認定できないことがあるので、ご注意ください。

(別紙様式例 3)

市町村民税額合算対象除外希望申請書

(市町村民税額合算対象除外希望者・記載欄)

下記の者については、申請者本人との関係において配偶者に該当せず、かつ、申請者及びその配偶者との関係において相互に地方税法上・医療保険上の扶養関係にない者であるため、所得階層区分認定の際の市町村民税額の合算対象から除外することを希望します。

記

除外希望者氏名（フリガナ）

申請者氏名（フリガナ）

印

(別紙様式例4-1)

(表一面)

肝		肝炎治療受給者証						
(3剤併用療法を除くインターフェロン治療)								
公費負担者番号								
公費負担医療の受給者番号								
受給者	住 所							
	氏 名							
	生年月日	明昭 大平	年	月	日	生	男	女
疾 病 名								
保は 険保 医険 療薬 機局 関又	所 在 地							
	名 称							
	所 在 地							
	名 称							
有 効 期 間		自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日					
月額自己負担限 度 額		円						
都道府県知事名及 び 印								
交 付 年 月 日		平成 年 月 日						

(別紙様式例4-2)

(表 面)

肝		肝炎治療受給者証						
(核酸アナログ製剤治療)								
公費負担者番号								
公費負担医療の受給者番号								
受給者	住 所							
	氏 名							
	生年月日	明昭 大平	年	月	日	生	男	女
疾 病 名								
保は 険保 医険 療薬 機局 関又	所 在 地							
	名 称							
	所 在 地							
	名 称							
有効期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日							
月額自己負担限度額	円							
都道府県知事名及び印								
交付年月日	平成 年 月 日							

(別紙様式例 4-3)

( 表 面 )

肝	肝炎治療受給者証							
(プロテアーゼ阻害剤を含む3剤併用療法) (テラプレビル・シメプレビル・バニプレビル)								
公費負担者番号								
公費負担医療の受給者番号								
受給者	住 所							
	氏 名							
	生年月日	明昭 大平	年	月	日生	男	女	
疾 病 名								
保は 険保 医療 薬機 局 関 又	所 在 地							
	名 称							
	所 在 地							
名 称								
有効期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日							
月額自己負担 限 度 額	円							
都道府県知事名、 及 び 印								
交付年月日	平成 年 月 日							

注)

テラプレビルを含む3剤併用療法については、日本皮膚科学会皮膚科専門医（日本皮膚科学会が認定する専門医主研修施設又は研修施設に勤務する者に限る。）と連携し、日本肝臓学会肝臓専門医が常勤する医療機関での実施に限り助成対象としています。

(別紙様式例4-4)

( 表 面 )

肝		肝炎治療受給者証							
(インターフェロンフリー治療)									
公費負担者番号									
公費負担医療の受給者番号									
受給者	住 所								
	氏 名								
	生年月日	昭和 大平	年	月	日生	男	女		
疾 病 名									
保は 険保 医療 薬機 局関 又	所 在 地								
	名 称								
	所 在 地								
	名 称								
有効期間		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日							
月額自己負担 限 度 額		円							
都道府県知事名 及 び 印									
交付年月日		平成 年 月 日							

## 肝炎治療特別促進事業

### (目的)

国内最大級の感染症であるB型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎は、抗ウイルス治療（インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アノログ製剤治療）によって、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。しかしながら、この抗ウイルス治療は月額の医療費が高額となること、また、長期間に及ぶ治療によって累積の医療費が高額となることから、早期治療の促進のため、この抗ウイルス治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては国民の健康の保持、増進を図ることを目的とする。

### 注意事項

- 1 この証を交付された方は、C型ウイルス性肝炎を根治するために保険診療によりインターフェロン治療又はインターフェロンフリー治療を受けた場合、あるいは、B型ウイルス性肝炎を治療するために保険診療によりインターフェロン治療又は核酸アノログ製剤治療を受けた場合、この証の表面に記載された金額を限度とする患者一部負担額を保険医療機関又は保険薬局に対して支払うこととなります。
- 2 本事業の対象となる医療は、医療受給者証に記載された疾病に対する抗ウイルス治療に限られています。
- 3 保険医療機関又は保険薬局において診療を受ける場合、被保険者証、組合員証に添えて、この証を必ず窓口に提出してください。
- 4 氏名、居住地、加入している医療保険、保険医療機関又は保険薬局に変更があったときは、○○日以内に、○○○知事にその旨を届け出でください。  
また、都道府県外へ転出する場合において、転出後も本証の交付を受けたい場合は、転出日の属する月の翌月の末日までに本証の写しを転出先の都道府県知事に提出してください。
- 5 治癒、死亡等で受給者の資格がなくなったときは、この証を速やかに○○○知事に返還してください。
- 6 この証を破損したり、汚したり又は紛失した場合は、○○○知事にその旨を届け出でください。
- 7 その他の問い合わせは、下記に連絡してください。

### 連絡先

○○○都道府県○○部○○課○○係 (TEL 000-000-0000)  
又は○○○保健所 (TEL 000-000-0000)

(別紙様式例5)

年 月分 肝炎治療自己負担限度月額管理票  
インターフェロン治療・インターフェロンフリー治療・核酸アナログ製剤治療

月額自己負担限度額

円

下記のとおり月額自己負担限度額に達しました。

日付	医療機関等の名称	確認印
月 日		

日付	医療機関等の名称	自己負担額	月間自己負担額 累積額	自己負担額 徴収印
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				

【医療機関等の方へ】

本票に記載された月額自己負担限度額は、インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療と核酸アナログ製剤治療を併用する方の場合であっても、両治療に係る自己負担の合算額に対する1人当たりの限度額となりますので、ご注意ください。

○年○月分 肝炎治療自己負担限度月額管理票  
 (インターフェロン治療・インターフェロンフリー治療・核酸アナログ製剤治療)

記載例

月額自己負担限度額 10,000 円

下記のとおり月額自己負担限度額に達しました。

日付	医療機関等の名称	確認印
○月○日	○○病院	印

例①	月日	医療機関等の名称	自己負担額	月間自己負担額累積額	自己負担額徴収印
	○月△日	○○病院	5,700	5,700	印
	○月□日	○○薬局	2,250	7,950	印
	○月○日	○○病院	2,050	10,000	印
月日					
月日					
月日					

この病院での保険適用後の一一部負担金(3割相当額)は4,300円であったが、患者は、2,050円を支払うことによって、当該患者の自己負担限度額である10,000円に達するので、当該欄には「2,050」と記入する。

例②	月日	医療機関等の名称	自己負担額	月間自己負担額累積額	自己負担額徴収印
	●月△日	☆★病院 (核酸アナログ製剤治療)	2,100	2,100	印
	●月○日	☆★病院 (インターフェロン治療+核酸アナログ製剤治療)	7,900	10,000	印
月日					
月日					
月日					

この病院での保険適用後の一一部負担金(3割相当額)は19,600円(インターフェロン分17,500円+核酸アナログ分2,100円)であったが、患者は、7,900円(インターフェロン分7,055円(89.3%)+核酸アナログ分845円(10.7%))を支払うことによって、当該患者の自己負担限度額である10,000円に達するので、当該欄には「7,900」と記入する。

【医療機関等の方へ】

本票に記載された月額自己負担限度額は、インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療と核酸アナログ製剤治療を併用する方の場合であっても、両治療に係る自己負担の合算額に対する1人当たりの限度額となりますので、ご注意ください。

## 平成27年度医療費助成における制度改正に関するQ&A (平成27年5月 回答)

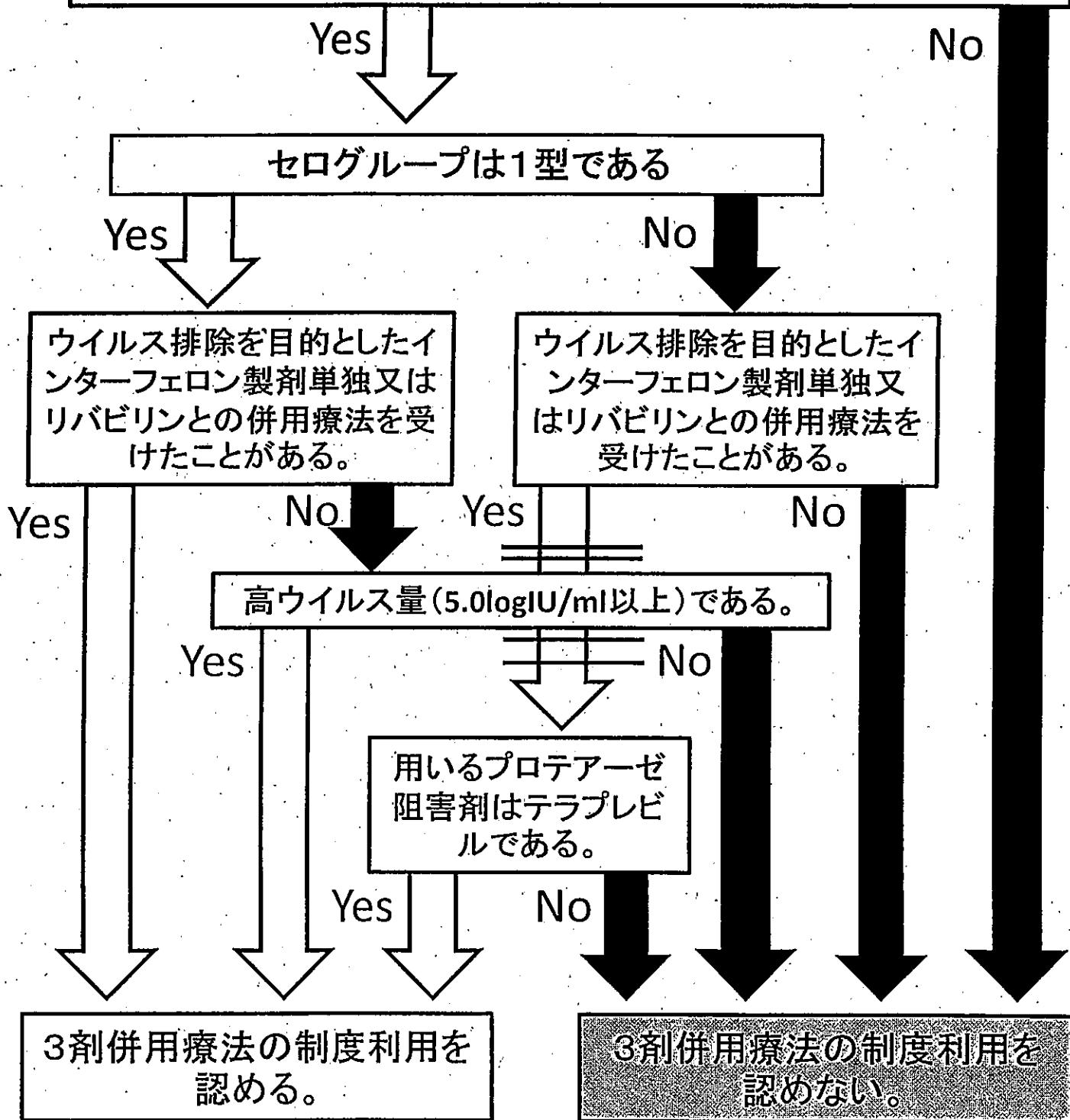
No.		質問等事項とそれに対する当省の考え方
1	Q	インターフェロン治療に係る診断書様式例において過去の治療歴欄で「直近の抗ウイルス治療がインターフェロンフリー治療である。」との項目が設けられている理由は何か。
	A	第14回肝炎治療戦略会議において、インターフェロンフリー治療不成功後の治療に対する助成の申請にあたっては、原則として日本肝臓学会肝臓専門医が診断書を作成するとした。このため、診断書において確認できるようにしたものです。
2	Q	別紙様式例2-1、2-2、2-4、2-6の「過去の治療歴」にある「直近の抗ウイルス治療がインターフェロンフリー治療である。」あるが、「直近」とは「直前の治療(前回の治療)」と理解してよいのか。
	A	貴見の通り。ご指摘をふまえ、診断書様式例を「直前の治療」との記載に改める。
3	Q	インターフェロンの診断書において、医療機関名及び所在地欄で「直近の抗ウイルス治療がインターフェロンフリー治療の場合はいかにテクニカル要件の項目を設けていいか」、過去の治療歴欄の「直近の抗ウイルス治療がインターフェロンフリー治療である。」の項目は削除して良いのではないか。
	A	都道府県の判断により、診断書様式を適宜追加修正等して頂くのは差し支えない。
4	Q	ソホスブビルの助成申請にあたって「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書」の作成を原則、日本肝臓学会肝臓専門医とするのはどのような理由か。
	A	従前よりインターフェロンフリー治療については、助成の申請にあたって、原則として日本肝臓学会肝臓専門医が診断書を作成するものと整理している。その旨、今回の肝炎治療戦略会議でも了承されたところ。
5	Q	インターフェロンフリー治療不成功の場合に認めるインターフェロンを含む治療の医療費助成は直後の1回のみか。
	A	インターフェロンを含む治療の認定基準に従って判断されたい。
6	Q	インターフェロンフリー治療の助成回数が1回のみとなった理由は。
	A	現在、保険適用となっているインターフェロンフリー治療はセログループ1および2にそれぞれ1種類の治療法しか存在しないため。
7	Q	ソホスブビル及びリバビリン併用療法について「代償性肝硬変は「Child-Pugh分類Aに限る」として取扱つてよいか。
	A	貴見の通り。ソホスブビル及びリバビリン併用療法の国内第3相試験では、Child-Pugh分類Aの代償性肝硬変が対象であったことと、従前のインターフェロンフリー治療の認定基準に基づき、助成対象となる代償性肝硬変はChild-Pugh分類Aとするもの。

8	Q	フローチャート全体Ⅲには、インターフェロン治療歴ありの項を「No」と選択すると認定基準2(1)へと記載されており、これまでにインターフェロン治療歴がない場合には3剤併用療法を選択できないこととなるか、誤りではないか。
	A	プロテアーゼ阻害剤による3剤併用療法の保険適用は、これまでに治療歴のないものか、過去にインターフェロン治療を含む治療をうけたことがあるものが対象である。プロテアーゼ阻害剤の添付文書を確認されたい。
9	Q	インターフェロンフリー治療で不成功となった場合、以後のインターフェロンを含む治療について助成の対象となつたか、いつから助成の適用になるか。
	A	「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱いについて」の改正通知日以降の治療について、助成の対象とする。
10	Q	インターフェロンフリー治療で不成功となった場合、とあるが、「不成功」の定義は。
	A	医学的にはsustained virological response 24 (SVR24)、すなわち治療終了後24週で血中HCV RNA濃度以下に至らなかつたものをいう。なお、医学的事項については、診断書作成医と都道府県に設置している認定協議会において議論されたい。
11	Q	ソホスブビルに対する助成は、裏面収載日(5月20日)まで遡及可能か。
	A	貴見の通り。
12	Q	ソホスブビルに対する助成はいつまでに申請のあった者が遡及可能か。
	A	ソホスブビル及びリバビリン併用療法に対する肝炎治療受給者証の交付申請に関して、平成28年3月31日までに申請のあった者について、平成27年5月20日(保険適用日)までを限度に遡及して取り扱って差し支えない。
13	Q	インターフェロンフリー治療後のインターフェロン治療が認められることとなつたが、同改正に伴う対象者や予算などへの影響額についてご教示いただきたい。
	A	審査報告書ではソホスブビル・リバビリン併用療法で4%、ダクラタスビル・アスナプレビル併用療法で15%の治療不成功例が報告されている。これをふまえ、都道府県での実績も鑑みて検討されたい。
14	Q	インターフェロンフリー治療の助成を受けている患者が、ソホスブビルに治療を変更する場合、手続きは変更申請によりのか、または新規に申請する必要があるか。
	A	現時点で保険適用になっているインターフェロンフリー治療はセログループ1およびセログローブ2にそれぞれ1種類の治療しか存在しないため、現状、インターフェロンフリー治療から別のインターフェロンフリー治療へ移ることはないと考える。

# フローチャート(個別)

# フロー チャート1 3剤併用療法(初回)の制度利用に係る取扱い

「HCV-RNA陽性のセログループ1または2型のC型慢性肝炎で、  
肝がんの合併のないもの」に該当する。



## フローチャート2 3剤併用療法(再治療)の制度利用に係る取扱い

「HCV-RNA陽性のセログループ1型のC型慢性肝炎で、  
肝がんの合併のないもの」に該当する。

Yes

No

前治療とは別のプロテアーゼ阻害剤を  
用いた再治療が適切と判断される。

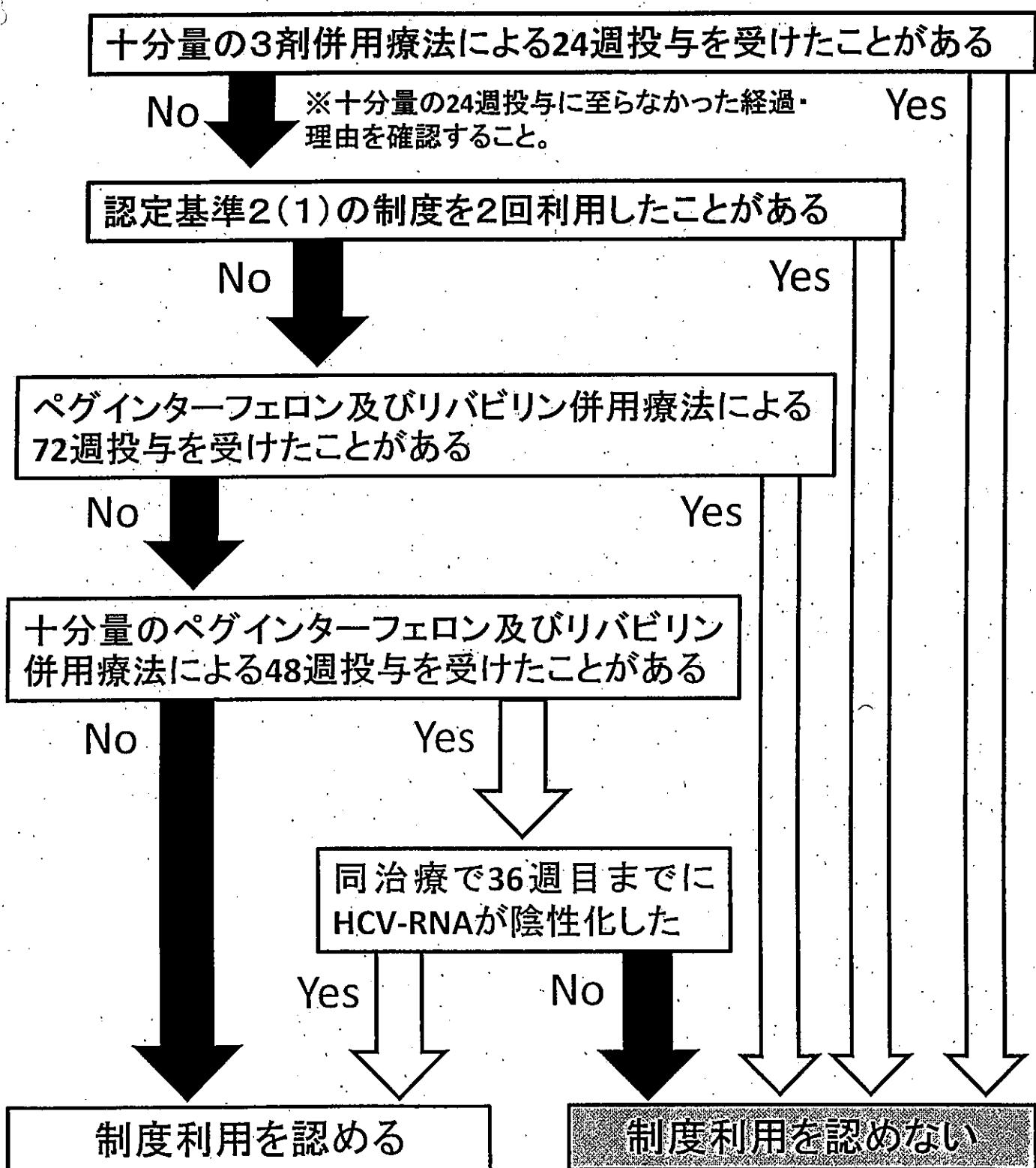
Yes

No

3剤併用療法再治療に対する制度利用を認める。

3剤併用療法の制度利用を  
認めない。

### フローチャート3 3剤併用療法を実施済みの患者(中止例を含む)の 認定基準2(1)の制度利用に係る取扱い



## フローチャート4 認定基準2（1）の2回目の制度利用 に係る取扱い

「HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎及びC型代償性肝硬変で、  
肝がんの合併のないもの」に該当する。

Yes

No

ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法による72週の投与を受けたことがある。

No

Yes

十分量のペグインターフェロン及びリバビリン併用療法による48週投与を受けたことがある。

No

Yes

同治療で36週目までにHCV-RNAが陰性化した。

Yes

No

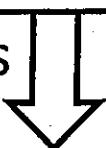
2回目の制度利用を認める。

2回目の制度利用を認めない。

## フロー チャート 5 3剤併用療法の助成期間延長（48週投与）に係る取扱い

セログループ1型のC型慢性肝炎に対するシメプレビルを含む3剤併用療法である

Yes



No

今回の治療を除き、これまでにウイルス排除を目的としたインターフェロン治療を受けたことがある

Yes



No

これまでのインターフェロン治療で治療開始12週後にHCV-RNA量が前値(※)の1/100以下に低下せず、24週未満で治療中止となった

※ 前値：治療開始約半年前～直前までのHCV-RNA定量値。

Yes

No



これまでに24週以上のインターフェロン治療を行ったが、HCV-RNAが一度も陰性化しなかった

Yes



No

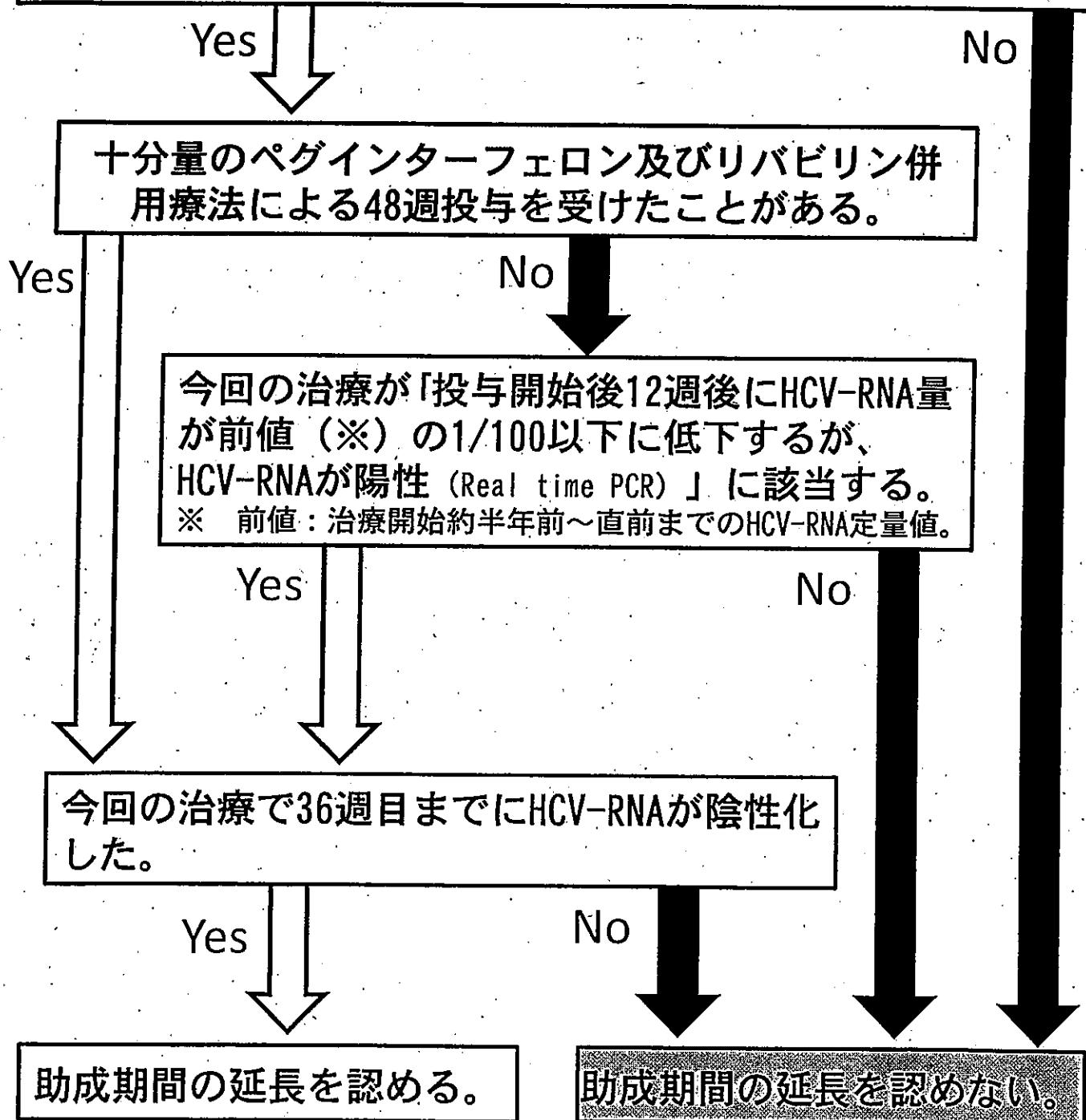


助成期間の延長を認める

助成期間の延長を認めない

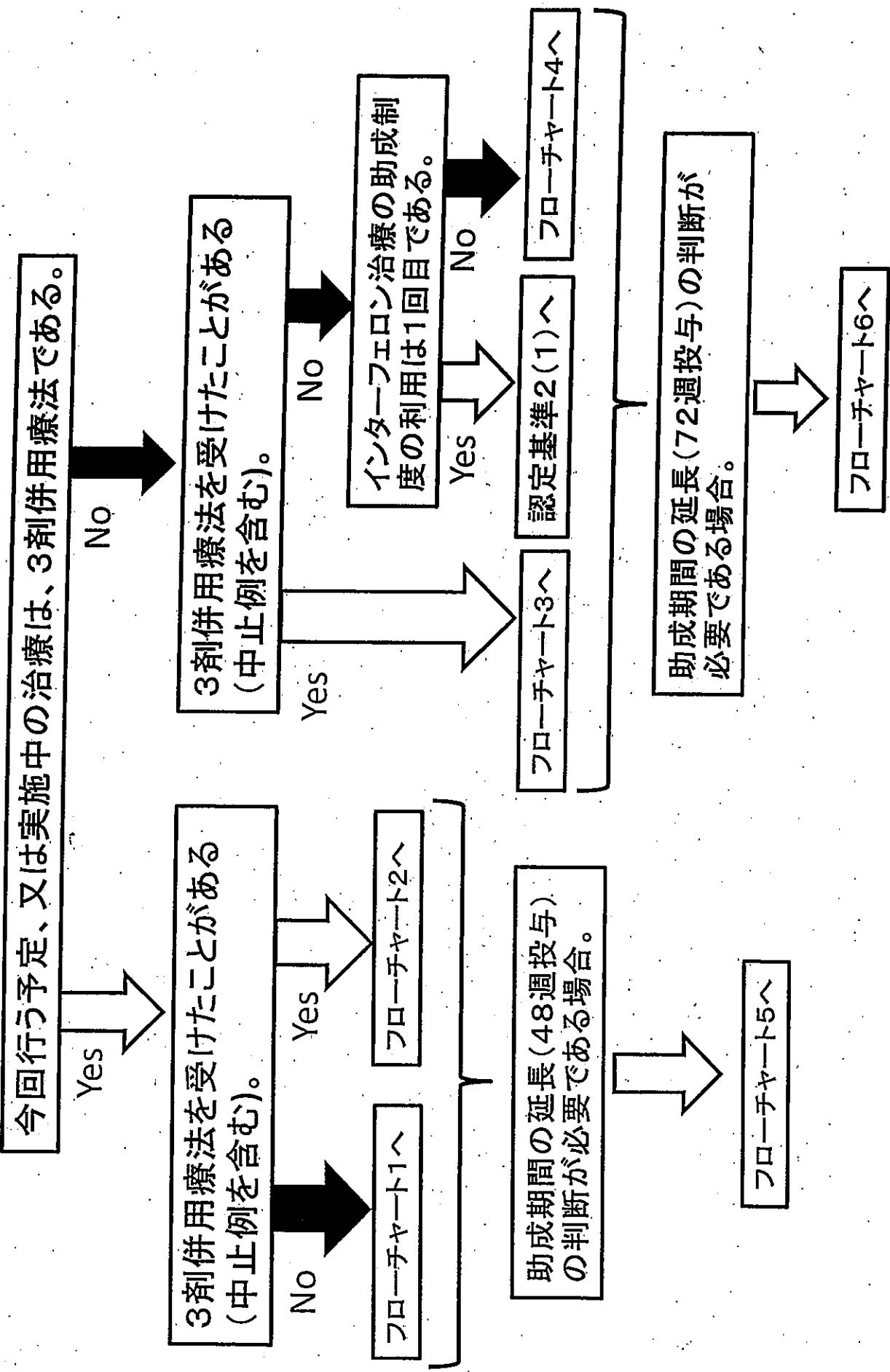
## フロー チャート 6 ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法 の助成期間延長（72週投与）に係る取扱い

セログループ1型かつ高ウイルス量のC型慢性肝炎に対する  
ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法である。

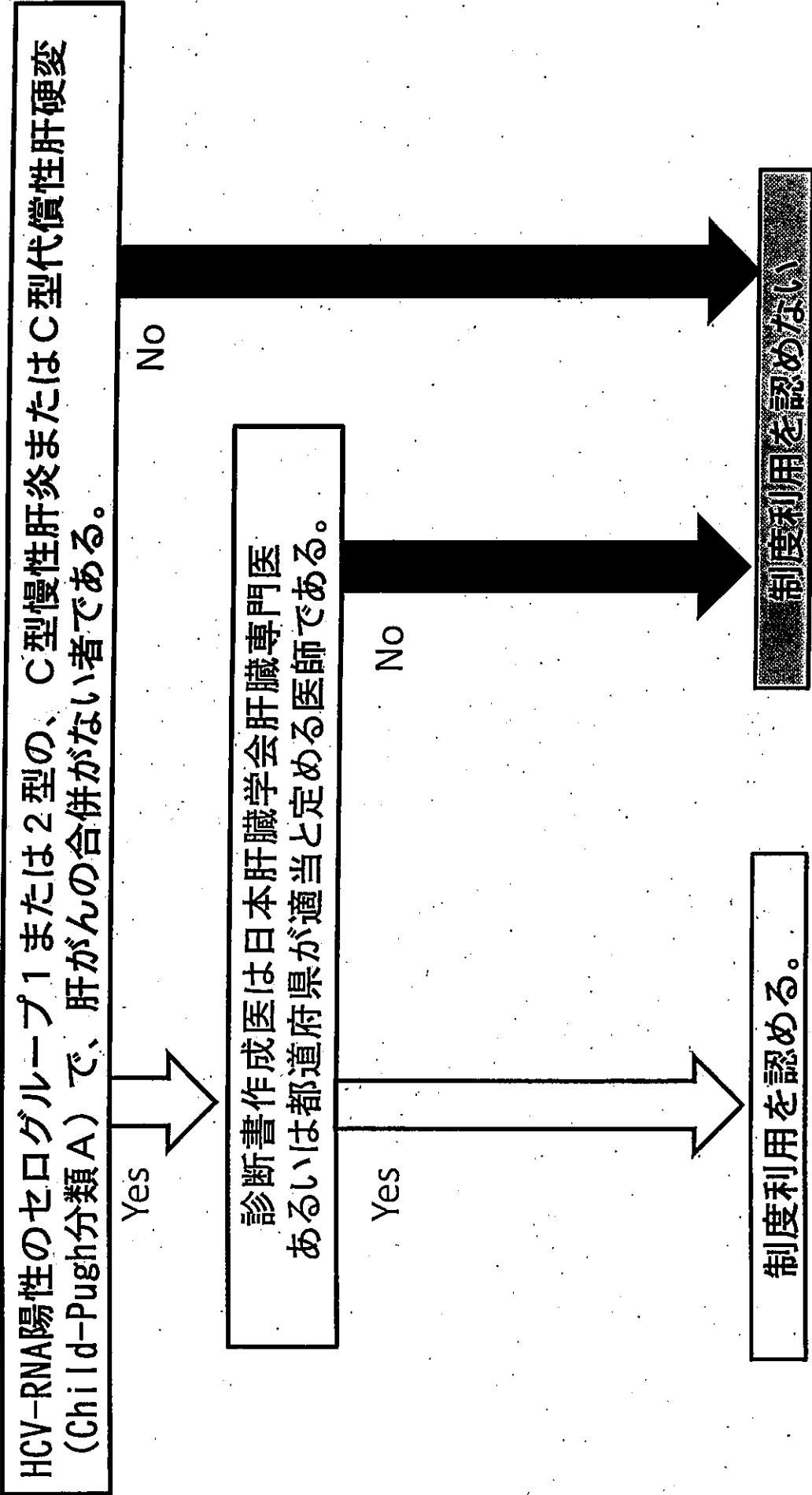


# フローチャート(全体)

# I. C型慢性肝炎・代償性肝硬変に係るインターフェロン治療に対する医療費助成制度の フローチャート(概要)



II. C型慢性肝炎・代償性肝硬変に係るインターフェロンフリーゲート  
医療費助成制度のフローチャート



※セログループと適応する薬剤には十分に注意すること。

III. C型慢性肝炎・代償性肝硬変に係るインターフェロンフリー治療後の  
インターフェロン治療に対する医療費助成制度のフローチャート

